

請願番号	請願第42号	受理年月日	平成22年11月24日
請願の件名	<p>知的障害者が安心して暮らせる入所施設の存続を求める請願</p> <p>(請願要旨) 知的障害者を24時間昼夜一貫して支援する入所施設を存続させてください。 障害程度区分は廃止し、報酬の日額制は月額制に戻してください。</p> <p>(請願理由) 政府は、障害者自立支援法は廃止し、新しく障害者福祉法を確立すると言明してきました。そして、政府の障がい者制度改革推進会議や総合福祉部会でも新しい総合福祉法にむけて論議が進められているのに、しかし、一方では、自立支援法にもとづく新体系移行促進をはかり、知的障害者の入所施設の存続を危うくしています。 知的障害者は、障害の軽重を問わず生涯、支援と見守りがなければ生きていけません。親亡き後は兄弟姉妹とも同居は困難で、帰る家も無く、入所施設が第2の家庭となっています。 自立支援法では、新体系移行で、施設での事業を日中活動と夜間の生活介護の事業に分け、昼夜24時間一貫した支援事業ができない仕組みにし、しかも夜間の報酬単価を昼間の3分の1にし、夜間事業からの撤退を余儀なくさせようとする極めてひどい制度で、入所施設の経営を危うくし、ひいては利用者が入所できなくなる危険さえあります。 また、障害程度区分は、介護保険をモデルに作成され、知的障害者には不適切と前政府時代から見直しが約束されているのにも関わらず、反故にされ、新体系移行で、程度区分3以下は、施設での受けたい支援・サービスが制限されています。 さらに、報酬の日額制は、利用者が異なる日中活動の場を利用できるから、利点があると言っていますが、一人では判断も移動もままならない知的障害者が、場所もちがう作業所等をその日に選ぶなど机上の空論です。日額制は施設への報酬収入が一定せず、日々の事務は煩雑化して支出経費は増え、施設経営を危うくし、その跳ね返りは、知的障害者が受けることとなります。 つきましては、貴議会におかれまして、知的障害者が安心して暮らせる入所施設存続のため下記の事項を政府に意見書を提出して下さるよう請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, 知的障害者が安心・安全に暮らせる24時間、昼夜一貫型支援の入所施設の存続を求めます。 2, 障害者を障害程度区分で機械的に振り分け、福祉サービスを制限する障害程度区分は即時撤廃し、本人に必要な支援・サービスが受けられる支援制度を早急に実施して下さい。 3, 障害者自立支援法廃止宣言と矛盾する新体系移行は施設の選択に任せて下さい。 4, 福祉サービスにかかる報酬の日額制は月額制に戻してください。 		

<p>紹介議員</p>	<p>河野 哲也 宮原 義久 十屋 幸平 西村 賢美 坂口 博美 満行 潤一 武井 俊輔 前屋 敷恵美 凶師 博規 岩下 博斌</p>
<p>摘要</p>	